

会 議 録

会議名	第1回みよし市都市計画審議会（平成26年度）
日 時	平成26年5月29日（木） 午前10：00～午前11：00
場 所	6階 601会議室
出席者 （敬称略）	三宅 章介、曾田 忠宏、森 博子、渡辺 彰（代理：渡辺 純一）、安井 雅彦（代理：塚本 泰史）、鈴木 要、鳥居 遼一、加藤 孝久、増岡 万里子 （事務局）：都市建設部 小嶋部長、宇野次長 都市計画課 柴田課長、島藤副主幹、加藤主査
次 第	1 委嘱状交付 2 市長あいさつ 3 会長、副会長の選任について 4 報告事項 （1）みよし市の都市計画の概要について （2）今後のスケジュールについて
会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
次長	本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、平成26年度第1回みよし市都市計画審議会を始めさせていただきます。 はじめに、本年4月の委員改選により、平成26年度と平成27年度の2年の任期で、みよし市都市計画審議会の委員を皆さまにお願いすることになりましたので、市長より委嘱状の交付をさせていただきます。 お名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。 【委嘱状の交付】 ありがとうございました。次に市長より挨拶を申し上げます。
市長	-----あいさつ-----
次長	市長につきましては、他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。 【市長退席】 お手元に委員の皆さまの名簿をお配りしておりますが、委員、市事務局に自己紹介をしていただきたいと存じます。 【自己紹介】

会 議 録	
質 問 ・ 意 見	
次長	続きまして、みよし市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長及び副会長を1名ずつ置くこととされていますので、この2つの役をお決めいただきたいと存じます。 なお、会長につきましては、学識経験者の方の中から選挙で選出することになっておりますが、指名推薦の方法を用いることもできますので、会長に推薦される方はいらっしゃいますか。
鳥居委員	昨年度まで三宅先生には、都市計画審議会の会長としてお世話になっており、今回も三宅先生にお願いしたいと思います。
次長	ただ今、鳥居委員より三宅委員を推薦する旨のご発言がございましたが、委員の皆さまの異議はございませんか。 (発言なし) ご異議がないようですので、只今ご推薦をいただきました三宅委員を会長としてお願いしたいと思います。 それでは三宅会長には会長席にお移りいただきたいと思います。 【会長席移動】 三宅会長より就任のごあいさつをお願いいたします。
三宅会長	-----あいさつ-----
次長	続きまして、みよし市都市計画審議会条例第5条第3項により、三宅会長に副会長の指名をお願いします。
三宅会長	曾田委員を副会長に指名させていただきます。
次長	三宅会長よりご指名いただきましたので、曾田委員に副会長をお願いします。 【副会長の席札を設置】
三宅会長	それでは、報告事項(1)『みよし市の都市計画の概要』について、事務局より説明願います。
事務局	-----説 明-----
三宅会長	今の説明について、何かご不明な点や質問などございますか。 先ほど、下水道の普及率が72.9%といった説明がありましたが、普及率は99%程度ではなかったですか。

会 議 録	
質 問 ・ 意 見	
事務局	申し上げた下水道の普及率は、資料16ページに書かれた「公共下水道」の普及率です。下水道として、「農業集落排水事業」、「コミュニティ・プラント事業」、それに浄化槽を合わせた普及率ですと99%程度になります。
増岡委員	先ほど、市長さんの方から、駅前の開発を行いたいといったお話がありましたが、資料の10ページを見ると、駅前広場の整備状況が「整備済み」となっていますが、関連があるのですか。
事務局	資料の10ページにある駅前広場の整備につきましては、黒笹駅前交通広場であれば、区画整理組合が施工いたしました三好ヶ丘第三区画整理事業、三好ヶ丘駅前交通広場であれば、旧都市整備公団が施工いたしました三好ヶ丘第一、第二区画整理事業において整備が行われました。 一方、三好ヶ丘駅前において都市整備公団がシンボルとして建設し、事務所として使用していたカリヨンハウスという建物がありますが、それを、一昨年において市が買い取り、昨年において市の施設として整備を行ってまいりました。 それに合わせ、駅周辺の開発、整備を実施するなかで、みよし市の玄関口として、ふさわしいシンボリック商業空間と、快適な都市型居住空間の形成を図ってまいりたいと考えております。
鳥居委員	福谷公園ですが、現状として整備率が0パーセントとなっております。 都市公園の整備においては、都市計画決定により区域が指定されているわけですが、実際にはその区域内で住宅が建設されています。 都市計画として区域を指定したのであれば、そうした建築等を制限する方策はないですか。
次長	公園を含めた都市計画施設の整備につきましては、都市計画決定から実際の整備が行われるまでに長い期間を要します。 そうしたなか、土地所有者の利用を一切制限することは、見方によっては財産権の侵害にもあたるため、都市計画法においては、取り壊し、移転が可能な木造の建物の建築をある程度許容する考え方があり、本市においてもその考え方に沿った運用を行っております。
鳥居委員	市において整備の優先順位があることは理解できますが、地元では整備が進まないことへの疑問の声もあがっているため、できるだけ早い整備をお願いします。
加藤委員	三好公園の整備についての見通しはいかがでしょうか。
部長	三好池周辺の公園整備は、何しろ広大な広さがありますので、整備はまだ期間を要する見込みです。

会 議 録	
質 問 ・ 意 見	
加藤委員	青少年ホームのある山の辺りは整備が予定されているのですか。
部長	あの辺りは緑を残していく予定でいます。
三宅会長	続きまして、報告事項(2)『今後のスケジュール』について、事務局より説明願います。
事務局	-----説 明-----
三宅会長	今の説明について、何かご不明な点や質問などございますか。 では、ご質問も特にないようですので、ここで事務局に進行をお返しします。
次長	ありがとうございました。 次回の審議会は、8月に開催を予定しております。 また7月頃に日程調整をさせていただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。 これをもちまして平成26年度第1回みよし市都市計画審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

